

**マスコットキャラクターモニュメント制作業務委託
プロポーザル審査(評価)要領**

1 選定方法

- (1) 参加表明については、事務局が確認を行い、審査委員会に報告する。
- (2) 企画(技術)提案書の選定は、本要領に基づいて評価を行い、その評価結果をもとに審査委員会の審議により選定する。
- (3) 配点及び評価基準は下記のとおりとする。

2 業務実施上の留意事項(次の場合は委員会において、参加要件の確認を行い参加させるかを判断する。)

- (1) 企業の前年度売上高が著しく低い場合。
- (2) 企業の職員数が著しく少ない場合。
- (3) 企業の同種業務実績がない場合。
- (4) 業務責任者が提出者の組織に属していない場合。
- (5) 業務責任者が1名でない場合。
- (6) 各担当者が2名以下でない場合。
- (7) 配置予定の担当者が国家公務員の場合は、国家公務員法103条の規定を、地方公務員の場合は、地方公務員法第38条の規定をみたしていない場合。
- (8) 業務責任者が、それぞれ他の担当者を兼任している場合。
- (9) 業務分野の大部分を再委託する場合。
- (10) 協力会社が稲敷市の指名停止を受けている期間中である場合。
- (11) その他、設定した条件を満たしていない場合。

3 評価基準

(1) 技術資料審査 評価基準

評価基準			配点
事業者概要・実績	資本金	参加者中、資本金が最も高い者を5点とする。以下2位を3点、3位を1点、その他は0点とする。	5
	従業員数	参加者中、従業員数が最も多い者を5点とする。以下2位を3点、3位を1点、その他は0点とする。	5
	同種・類似業務の実績等	令和2年4月1日以降の実績が5件以上の場合は20点とする。1件～4件の場合は10点とする。その他は0点とする。	20
計			30

※実績が無いものについては、原則、企画(技術)提案書の採点をせず失格とする。ただし、審査会が認めた場合はこの限りではない。

(2) 企画（技術）提案書、価格審査 評価基準

提出された企画提案書について、次の評価基準に基づき評価する。なお、企画提案書の内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない、業務目的に反する記載や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている、実施方針と要求に対する技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていないなどの場合は評価しない。

評価基準			配点
企画 提案 内容	業務の企画（業務実施方針、工程表）		10
	モニュメントのデザイン等企画の提案		20
	価格	(1－見積金額÷提案上限額) × 配点 ※小数点以下第3位を四捨五入	10
ヒア リン グ	専門技術	当該業務の実施方針等や手法について明確に説明でき、業務経験や知識が豊富であるか。	10
	取組意欲	当該業務全般を通して取組意欲が感じられ、効果的な提案や積極的な補足説明を示しているか。	10
	プレゼン テーショ ン能力	わかりやすく業務に対する期待度が持てるか。 また、質問に対する回答が的確で簡潔であるか。	10
小計			70

企画提案書の評価

企画提案書の評価は、提案内容の的確性、実現性、技術力等についての評価とする。

4 評価項目の採点方法

各評価項目の評価得点の算出については、記載項目ごとに以下に示す判断基準により5段階で評価を行う。

判断基準	評価	点数
優れている	A	配点×1.00
やや優れている	B	配点×0.75
普通	C	配点×0.50
やや劣っている	D	配点×0.25
劣っている	E	配点×0.00

5 優先交渉権者等の特定

各評価項目の評価基準に基づき、各委員会委員の評価得点を算出し、その合計得点を総合評価得点とする。

委員会は、総合評価得点が最も高い事業者を「優先交渉権者」に、次に得点が高かった者を「次点交渉権者」、次点交渉権者の次の得点者を「第3位交

渉権者」として特定する。

なお、総合評価得点が同点の場合は、「価格評価」に係る点数が高い順によるものとする。

優先交渉権者と交渉し、その協議が整った場合は、本業務に係る契約を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者と、次点交渉権者との協議が整わない場合は、第3位交渉権者と協議を行う。

なお、企画（技術）提案書を提出したものが1者のみであった場合は、その者を上記の評価基準に基づき評価したうえで協議し、審査委員が認めた場合はその者を交渉権者として特定する。

6 特定(非特定)結果の通知及び公表

令和7年12月3日（水）（予定）

特定(非特定)結果は、すべてのプレゼンテーション参加者に対して文書による通知を個別に郵送するとともに、市のホームページに掲載する。（次点交渉権者以降は、商号又は名称は、明らかにしない。）